

鹿児島国際大学自己点検・評価に関する基本方針

1 趣旨

鹿児島国際大学自己点検・評価規程第3条第1項に基づき、自己点検・評価に関する基本方針を次のとおり定める。

2 基本的な考え方

本学は、学長の責任のもと、建学の精神を実現し、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自己点検・評価活動を実施する。

自己点検・評価活動については、内部質保証システムとして、学外者の意見を聴取するとともに、その客観性・妥当性に留意しつつ改善・改革に努め、教育研究活動等の質を適切な水準に維持し、更にそれを向上させるための取組みを全学的に進める。

3 内部質保証の体制（権限と役割）

(1) 学長

学長は、自己点検・評価運営委員会（以下「運営委員会」という。）が取りまとめた自己点検・評価報告書を毎年度公表する。

(2) 運営委員会

運営委員会は、大学全体として内部質保証に責任を負う組織として、自己点検・評価実施部会（以下「実施部会」という。）、自己点検・評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）及び鹿児島国際大学事務組織規則に定める事務局（以下「事務局」という。）における自己点検・評価活動のマネジメントを行うとともに、実施委員会及び事務局から実施部会を経て報告された結果を総括し、本学の自己点検・評価報告書として取りまとめる。また、運営委員会は、各学部・研究科及びその附属施設（以下「各学部・研究科」という。）及び事務局が実施する改善・向上に向けた取組みの指示及び支援を行うとともに、実施するにあたり必要な予算措置等の支援を行う。

(3) 実施部会

実施部会は、認証評価機関の基準ごとに、鹿児島国際大学自己点検・評価規程に基づき、事務局が実施する自己点検・評価の適切性を検証するとともに、事務局が作成した自己点検・評価ノートを取りまとめ、運営委員会に報告する。

(4) 実施委員会

実施委員会は、鹿児島国際大学自己点検・評価規程に基づき、各学部・研究科の活動について自己点検・評価シート及びカリキュラム・アセスメント・チェックリスト等を活用した自己点検・評価を行い、各学部教授会又は大学院研究科会議での審議を経て、運営委員会及び事務局に報告する。

(5) 事務局

事務局は、認証評価機関の基準ごとに、鹿児島国際大学自己点検・評価規程に基づき、実施委員会からの報告及び自らの活動について、全学的な観点による自己点検・評価を実施し、その経過及び結果を自己点検・評価ノートとしてまとめ、事務局が所管する委員会等での審議を経て実施部会に報告する。

4 内部質保証のための手続き

本学は、毎年度以下の取り組みを通じて内部質保証の推進に努める。

- (1) 事務局は、実施委員会と連携して、本学の理念・目的・方針及び中期計画等を達成するため、年度初めに全学的な観点による「年度の目標等」を設定する。
- (2) 事務局は、実施委員会と連携して、設定した「年度の目標等」を遂行する。
- (3) 実施委員会は、各学部・研究科の活動について、自己点検・評価シート及びカリキュラム・アセスメント・チェックリスト等を活用した「自己点検・評価」を行う。
- (4) 事務局は、実施委員会が行った「自己点検・評価」を基に、年度末に「年度の目標等」に基づいた全学的観点による「自己点検・評価」を行う。
- (5) 実施部会は、事務局が行った「自己点検・評価」の適切性を検証する。
- (6) 運営委員会は、実施委員会及び事務局から実施部会を経て報告された結果について、学外者の意見を聴取し、総括する。
- (7) 運営委員会は、総括など審議された事項等について、大学評議会に報告し、各学部・研究科及び事務局が実施する改善・向上に向けた取組みの指示及び支援を行うとともに、実施するにあたり必要な予算措置等の支援を行う。
- (8) 事務局は、運営委員会による総括を踏まえ、それぞれの長所・特色や問題点を明らかにしたうえで、改善・向上に向けて全学的観点による適切な「年度の目標等」を実施委員会と連携して設定し、その改善と質の向上に努める。

5 行動指針

- (1) 本学の自己点検・評価活動は、大学基準協会が定める 10 の基準に基づき、基盤評価（学校教育法や大学設置基準等の法令要件等）により、教育研究活動等の質を適正な水準に維持する。
- (2) 実施委員会及び事務局において、大学の基本理念、教学ミッション、モットー及びスローガンを達成するために、大学基準協会が定める 10 の基準ごとに、評価指標（目標）を設定し、評価の視点を定め、達成度評価（それをどのように達成するのか、どこまで達成・改善するのか）について、自己点検・評価する。
- (3) 学外者の意見を聴取し、本学独自の特色ある取組みを実施することにより、質の向上を図る。
- (4) 評価指標について、根拠資料（エビデンス）を基に説明（証明）できる内容とする。